

# 一般社団法人 日本エンターテイメント連盟

## 【基金募集のご案内】

平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。  
さて、一般法人法第131条及び一般社団法人日本エンターテイメント連盟 定款 第7章 第44条～第48条に基づきまして、下記の通り基金を募集致します。

## 【基金募集要項】

- ◇法人の名称 一般社団法人日本エンターテイメント連盟
- ◇基金の目的 本法人の財産的基礎を成し運営基盤の強化を図ることを目的とする。
- ◇基金募集計画 基金募集予定額：1千万円（2000口）  
基金一口あたりの額：50,000円  
基金抛出上限額：無制限  
基金募集期間及び基金引受申込書の受付期間：2020年8月1日～  
2021年7月31日
- ◇基金引受申込書の提出先：一般社団法人日本エンターテイメント連盟
- ◇基金抛出者への告知 基金抛出者告知方法：本法人のホームページ等にて告知する。
- ◇基金支払予定期間：2020年8月1日～2021年7月31日
- ◇基金払込の取引場所：一般社団法人日本エンターテイメント連盟が指定する  
下記金融機関の口座とする。尚、振込手数料は引受人負担とする。
- ◆振込先  
三菱UFJ銀行 西宮支店  
口座番号 3346316  
口座名義 一般社団法人日本エンターテイメント連盟

本法人の基金に関する定款規定は下記の通りです。

### 第7章 基金

#### （基金の抛出）

第44条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛出を求めることができるものとする。（基金の募集等）

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金

取扱い規程によるものとする。（基金の拠出者の権利）

第46条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。（基金の返還の手続）

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。（代替基金の積立て）

第48条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

◆お問い合わせ先

一般社団法人日本エンターテイメント連盟

住所：兵庫県西宮市津門川町 2-9 兵漬西宮ビル 3F

Eメール：japan.entertainment.union@gmail.com

担当：代表理事 白井博之 以上、どうぞよろしくお願い致します。

一般社団法人日本エンターテイメント連盟 代表理事 白井博之